



福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定に係る福島地方労働審議会の
意見に関する公示

福島労働局一般公示第2号

令和8年2月12日福島地方労働審議会から福島県外衣・シャツ製造業最低
工賃の改正決定について意見の提出があったので、家内労働法（昭和45年法
律第60号）第9条第1項の規定により、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、当該最低工賃の改正決定に異議がある関係家内労働者または関係委託
者は、家内労働法第9条第2項の規定に基づき、令和8年2月27日までに、
福島労働局長あて（福島市花園町5番46号）別紙様式により異議申出をされ
たい。

令和8年2月12日

福島労働局長

岡田直樹



記

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃の改正決定に係る福島地方労働審議会の
意見要旨

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務
に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
令和8年5月1日

別 表

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程	金 額
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 28円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 19円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 19円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 18円
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 13円
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 22円
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 23円
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 21円
		背わき（わき裏）まつり	10センチメートルにつき 22円
		背鎖止め（本鎖のもの）	3センチメートルにつき 33円
		パンツまつり	10センチメートルにつき 28円
		パンツ止め（×印に限る）	1か所につき 11円
		背すそ奥まつり（背ぬきのものに限る）	10センチメートルにつき 19円
		前裏すそ奥まつり及び背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき 16円
		小ボタンのボタン付け	1個につき 18円
		糸くず取り	接着芯縫製のもの 1枚につき 39円
			毛芯縫製のもの 1枚につき 154円
	ズ ボ ン	腰裏まつり	10センチメートルにつき 18円
		腰裏かんぬき止め	1か所につき 10円
		小またちどり	10センチメートルにつき 52円
		天ぐまつり	3センチメートルにつき 8円
		前立てまつり	3センチメートルにつき 10円
		後中央まつり	3センチメートルにつき 12円
		小ボタンのボタン付け	1個につき 18円
		糸くず取り	1本につき 50円

婦 人 服	上 衣 スカート	そで裏まつり		10センチメートルにつき	21円
		えり付けまつり		10センチメートルにつき	22円
		すそ奥まつり		10センチメートルにつき	14円
	スラックス コート ワンピース	ボタン付け	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	13円
			裏穴のボタンを付けるもの	1個につき	13円
			4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき	14円
	ブラウス	玉縁ボタンホール		1個につき	37円
		かぎホック付け		1組につき	29円
		スナップ付け		1組につき	29円
		糸ループ付け（本鎖のもの）		3センチメートルにつき	25円
		ベント止め（×印に限る）		1か所につき	11円
		鎖止め（本鎖のもの）		2センチメートルにつき	19円
		糸くず 取り	上衣・裏なしのものについて行うもの	1枚につき	33円
			上衣・総裏のものについて行うもの	1枚につき	21円
			上衣・半裏のものについて行うもの	1枚につき	29円
			スカート又はスラックスについて行うもの	1本につき	19円
			コートについて行うもの	1枚につき	33円
			ワンピースについて行うもの	1枚につき	25円
			ブラウスについて行うもの	1枚につき	18円
		プリーツ止め（×印に限る）		1か所につき	10円
	スカート スラックス	小またちどり		10センチメートルにつき	21円
		シックまつり		10センチメートルにつき	19円
		ウエストまつり		10センチメートルにつき	13円
	ワンピース ブラウス	パット付け		1組につき	59円
	ワイシャツ	毛羽取り	半そでについて行うもの	1枚につき	29円
			長そでについて行うもの	1枚につき	37円

- 備 考 1) 「金額」欄中に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートルあたりに換算した額とする。この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。
- 2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

別 紙

異 議 申 出 書

令和 8 年 2 月 12 日、貴殿が公示した福島県外衣・シャツ製造業最低工賃にかかる福島地方労働審議会の意見について異議があるので家内労働法第 9 条第 2 項により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和 年 月 日

申出者

住 所

氏 名

福島労働局長 岡 田 直 樹 殿